

第3次福岡市 動物愛護管理推進実施計画

概要版

令和4年4月
福岡市

第1章 計画策定の趣旨

平成27年4月に策定した「第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画」に基づき、様々な施策に取り組み、令和元年度には犬猫とも収容中死亡及び重篤な病気等を理由とした殺処分を除く実質的殺処分ゼロを達成しました。

一方で、近年、新たな課題や動物愛護管理をめぐる状況の変化が生じています。

- 経済的困窮や社会的孤立を背景とした多頭飼育問題の深刻化
- 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正(令和元年6月)
- 「福岡県ワンヘルス推進基本条例」の施行(令和3年1月)

そのため第2次計画を現状に沿ったものとし、今後の動物愛護管理に関する施策を効果的・効率的に推進するため第3次計画を策定しました。

第2章 動物愛護管理行政の現状と課題

主な項目	主な現状・課題
犬猫の収容と処分状況	・猫の収容頭数に占める子猫の割合が高い。【78% (令和2年度)】
	・攻撃性など性質に問題がある犬猫は譲渡の機会が限られている。
	・飼い主不明として収容された犬猫について、所有者明示がないため飼い主に返還されない犬猫がいる。 【返還率 犬74% 猫2% (令和2年度)】
犬猫に関する苦情件数及び内容	・猫の苦情件数が第2次計画策定時よりも増加している。 【猫の苦情件数 平成27年度 322件 → 令和2年度 463件】
	・猫の苦情のうち、飼い主のいない猫への給餌に関する内容が多い。 【飼い主のいない猫への給餌に関する苦情件数 137件 (令和2年度)】
動物愛護・適正飼育の普及啓発	・しつけや不妊去勢手術といった適正飼育の情報が、初めて犬猫を飼う人など知識を必要とする人に届いていない。
動物関係団体やボランティアとの連携・共働	・動物愛護管理センターボランティアについて、登録者数に比べ参加者数が少ない。
危機管理対策	・災害や狂犬病発生時における関係部局や関係団体との役割が明確化されておらず、具体的な連携体制が整備されていない。

第3章 計画の基本事項

1 計画の目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とします。

2 目指すべき姿

「人と動物との調和のとれた共生社会」の具体的将来像として、以下の姿を目指します。

(1) 市民一人ひとりが動物の命を尊重するまち

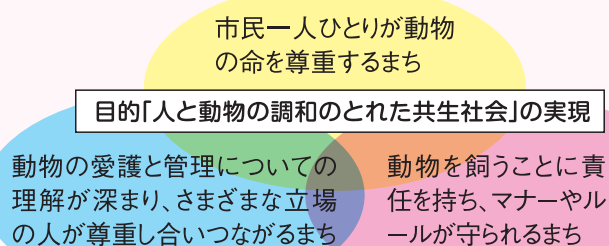
(2) 動物を飼うことに責任を持ち、

マナーやルールが守られるまち

(3) 動物の愛護と管理についての理解が深まり、

さまざまな立場の人が尊重し合い、

つながるまち



3 福岡市動物行政の方向性

動物の命の尊重や尊厳を守るという動物愛護精神の普及とともに、不適切な飼育や給餌等による人への危害や迷惑防止のための適正飼育の啓発、そして、行政とボランティア、動物関係団体などとのさらなる連携に重点を置いて施策を進めていきます。

4 計画の実施期間

2022年度(令和4年度)から2031年度(令和13年度)までの10年間

5年を目途に計画の見直しを行います。

5 対象地域

福岡市内全域

6 計画の位置づけ

福岡市総合計画体系における政策推進プランの主要事業「動物の愛護・管理推進事業」を進める実施計画として位置付けます。

同時に福岡市の保健福祉分野の方向性と基本理念を示すマスタープランである「保健福祉総合計画」の施策「動物の愛護・適正飼育の推進」を踏まえるものとします。

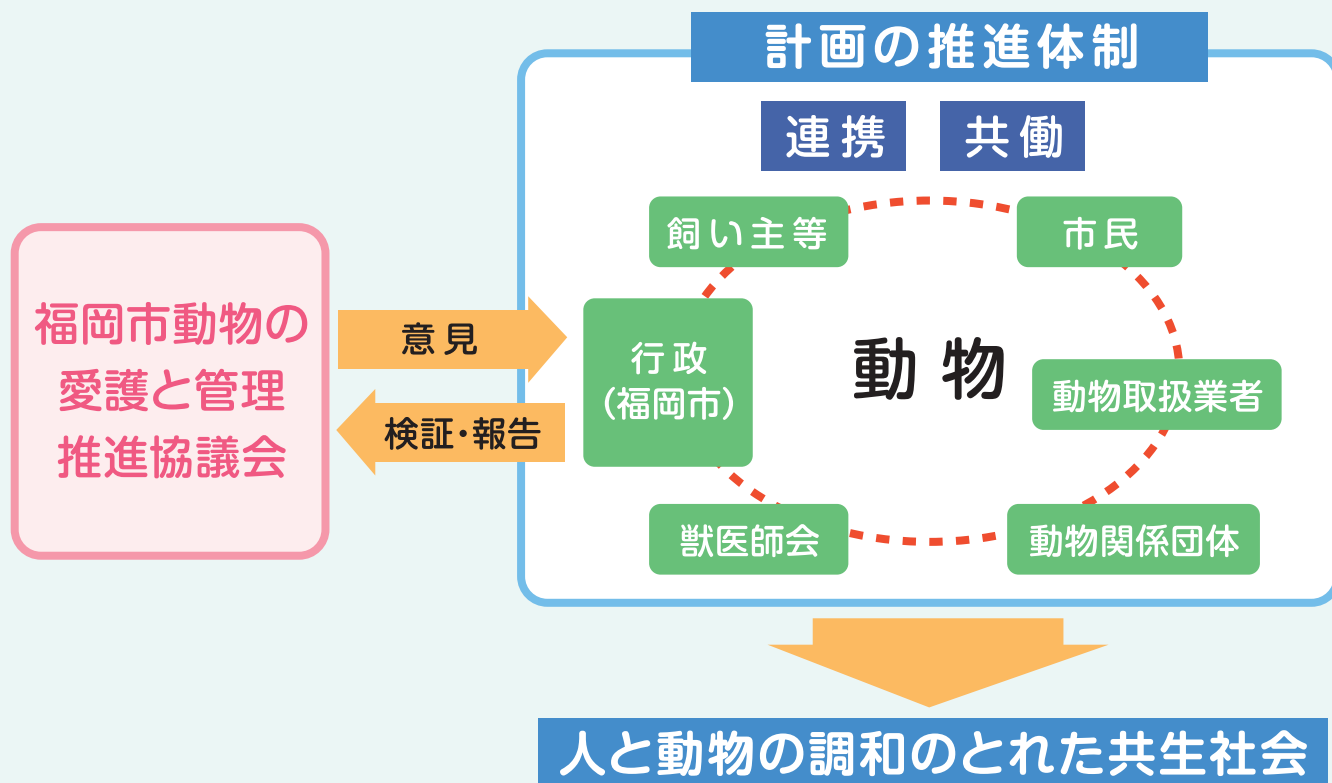
7 施策推進の基本的視点

福岡市における動物の愛護及び管理に関する課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、以下の3つの「視点」に基づき施策を推進します。

- 各主体(行政、飼い主等、動物取扱業者、獣医師会、動物関係団体、市民)の責務と役割の明確化
- 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進
- 各主体間の連携と共働の推進

第4章 計画の推進体制

今後、第3次計画に基づき10年間にわたって動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各主体が連携・共働して施策に取り組むとともに、各施策が計画的かつ効果的・効率的に行われているかを福岡市で検証し、福岡市動物の愛護と管理推進協議会に対して意見を求め、それらを参考に第3次計画の見直しを行います。



第5章 施策の柱

福岡市の現状と課題等を踏まえ、以下の9つの施策の柱を立て、それぞれ必要な具体的施策に取り組んでいきます。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
動物愛護・適正飼育の推進	飼い主のいない猫問題対策	譲渡の推進	多頭飼育問題対策	監視指導	マイクロチップ装着の推進	狂犬病予防	共働の推進	危機管理対策



第6章 目 標

1 殺処分頭数

犬（令和2年度 10頭） → 5頭以下（令和13年度まで）
猫（令和2年度 234頭） → 100頭以下（令和13年度まで）
令和2年度実績の概ね2分の1

実質的殺処分ゼロを継続するとともに、収容頭数の削減や譲渡の推進により、重篤な病気等を理由としたやむを得ない殺処分などの更なる削減を目指します。

2 犬猫の収容頭数

犬（令和2年度 104頭） → 50頭以下（令和13年度まで）
猫（令和2年度 361頭） → 180頭以下（令和13年度まで）
令和2年度実績の概ね2分の1

飼い主責任の徹底や飼い主のいない猫のみだりな繁殖の防止などにより、収容頭数削減を目指します。

3 苦情件数

犬猫 苦情件数
（令和2年度 618件） → 300件以下（令和13年度まで）
令和2年度実績の概ね2分の1

飼い主責任の遵守や飼い主のいない猫への不適切な給餌などによる迷惑防止の指導啓発により、苦情件数の削減を目指します。

4 犬の登録と狂犬病予防注射

飼育されている犬すべての登録と年1回の狂犬病予防注射の実施（令和13年度まで）

第7章 具体的施策

区分の凡例

◎新規：第3次計画で新規に追加した施策

●継続：第2次計画未着手で第3次計画で実施する施策

○継続(拡充)：第2次計画着手済みで第3次計画で継続拡充する施策

具体的施策		主な実施内容	区分
1 動物愛護・適正飼育の推進	飼い主責任の啓発	飼い主の年齢や状況に応じた適正飼育に関する助言、指導、啓発のあり方の検討	○
	不妊去勢手術の徹底	HP・SNS・動画サイト・市政だより・チラシなどの配布・回覧等による不妊去勢手術の必要性の広報	○
	ワンヘルスの推進	ワンヘルスの取り組み推進のため、市民への啓発実施	◎
2 飼い主のいない猫問題対策	収容頭数削減のための取り組み(不妊去勢手術の推進)	子猫の収容を減らし、殺処分をなくしていくため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の支援の検討	◎
		飼い主のいない猫の不妊去勢手術や適正管理の必要性などの啓発	◎
	地域猫活動の支援方法の検討	地域の猫問題解決のため地域社会やボランティアとの連携や育成	◎
	飼い主のいない猫への不適切な給餌防止対策	不適切な給餌行為等に対する効果的な指導啓発方法の検討	○
		不適切な給餌行為等に対する指導対応マニュアルの策定	◎
3 譲渡の推進	譲渡事業の充実	犬猫の適正譲渡を推進するため、動物愛護管理センターの譲渡実施マニュアルの見直し	◎
		譲渡不適と判定された犬猫について、譲渡の機会を広げるためのトレーニング等の導入	◎
		譲渡犬猫を一時的に預かる、預かりボランティア制度の検討	◎
	犬猫の譲渡・殺処分のあり方検討	子猫の殺処分について、できる限り苦痛の少ない方法の検討	○
4 多頭飼育問題対策	関係機関との連携	高齢者福祉担当部署や地域包括支援センターなどとの連携体制の整備	◎
	多頭飼育問題防止のための啓発	多頭飼育問題解決のための支援策の検討	◎
		多頭飼育の予防や多頭飼育問題についての市民への啓発	○
	問題のある多頭飼育者への指導啓発	問題のある多頭飼育者に対する定期的な訪問・指導	○



具体的施策		主な実施内容	区分
5 監視指導	動物取扱業者の監視指導	動物取扱業の適正化を図るため、監視指導マニュアルの作成	◎
		動物愛護管理法の違反事例に的確に対応するため、行政処分取扱要綱の策定	●
	特定動物飼育施設の監視指導	特定動物飼育施設への定期的な立入及び監視指導の実施	○
	実験動物・産業動物飼育施設の監視指導	実験動物飼育施設、畜産経営農家に対する適正管理のための監視指導の実施	○
6 マイクロチップ装着の推進	所有者明示とマイクロチップ装着の推進	動物逸走時の飼い主特定や遺棄防止のため、所有者明示の必要性和マイクロチップ装着の有用性についての周知	○
	マイクロチップの登録情報の変更手続きの周知	飼い主や住所等のマイクロチップ登録情報の変更手続きの必要性についての周知	◎
7 狂犬病予防	集合注射のあり方の検討	衛生面や利便性などに配慮した適切な実施方法についての継続的検討	○
	指導啓発の充実	ペットショップや動物病院など飼い主が集まる場所での指導啓発の実施	○
	死亡の届出や登録事項変更の届出の周知啓発	飼育実態のない登録台帳が多く存在するため、犬の死亡届や登録変更届について、飼い主の転出入時などの周知啓発の実施	◎
8 共働の推進	関係部署や関係機関との連携	咬傷事故や動物の遺棄、虐待、逸走動物の保護などについて、警察との連携と適切な対応の実施	○
	動物関係団体等との連携及びボランティアの受入れ	動物愛護管理センターの取組みに協力するボランティアの参加機会の拡大	○
	動物愛護推進員の委嘱	動物愛護推進員が担うべき役割を明確にし、委嘱の検討	●
9 危機管理対策	災害発生時の対応	災害発生時に速やかに被災動物の救護等を行うための対応マニュアルの策定	○
		被災した飼い主の支援について、危機管理担当などの関係部署や民間団体、動物取扱業者等との連携強化	◎
	狂犬病発生時の対応	狂犬病発生時に迅速に対応できるよう、狂犬病発生を想定した演習の実施	○

第8章 動物愛護管理センターの位置づけ及び役割

1 動物愛護管理センターの位置づけ

動物愛護管理センターを「市民啓発」、「市民への情報提供」、「動物関係団体との共働」、「収容動物の返還・譲渡」、「動物の適正飼育・適正管理」及び「危機管理」を行う拠点と位置づけ、第3次計画の具体的施策を推進していきます。

2 2つの動物愛護管理センターの役割

【東部動物愛護管理センター】 愛称:あにまるぽーと

犬の狂犬病予防や飼い主に対する適正飼育の指導、動物取扱業や特定動物の監視指導、災害時等の危機管理など動物管理業務の中心的役割を担い、収容される犬猫の返還や動物関係団体やボランティアとの共働のもと譲渡を進める。



東部動物愛護管理センター

【家庭動物啓発センター】 愛称:ふくおかどうぶつ相談室

市民への動物の愛護や適正飼育に関する啓発や動物関係団体等との共働を推進する拠点として、動物関係団体やボランティアが連携を深める環境づくりのほか、動物に関する各種相談対応や飼い主のいない猫問題対策に加え、猫の譲渡を行う。



家庭動物啓発センター

第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画

福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL 092-711-4273 FAX 092-733-5588



福岡市動物愛護管理センターホームページ「わんにゃんよかネット」

<https://wannyan.city.fukuoka.lg.jp/>